

**沖縄県建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領 新旧対照表**

新 （令和5年4月1日以降適用）	旧 （令和4年2月1日以降適用）	備 考
<p style="text-align: center;">沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事 試行要領</p> <p style="text-align: right;">令和4年1月26日 土技第1259号 制定 令和5年3月27日 土技第1508号 改定 沖縄県土木建築部 技術・建設業課</p> <p>（略）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2 本試行要領において使用する用語の定義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>○CCUS活用工事：沖縄県土木建築部発注工事のうち、CCUSを活用するものをいう。</p> <p>○元請企業：沖縄県土木建築部発注工事の受注者をいう。</p> <p>○下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方、当該工事現場での施工が2週間以内の企業及び資材・運搬・調査・測量・警備業者を除く。</p> <p>○技能者：元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。</p> <p>○CCUS登録事業者：元請企業及び下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。</p> <p>○CCUS登録技能者：元請企業及び下請企業の技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。</p> <p>○登録事業者率：CCUS登録事業者の数／元請企業及び下請企業の数</p> <p>○登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数</p> <p>○就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数 ／工事現場へ入場した技能者の数</p> <p>○計測日：登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。 工事の始期から概ね半年後を初回計測日とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。ただし、工期が半年以内である等これによりがたい場合は、初回計測日及び計測頻度については、受発注者の協議の上で変更することができる。なお、少なくとも1回以上計測することとする。</p> <p>○平均登録事業者率：登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。</p> <p>○平均登録技能者率：登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。</p> <p>○平均就業履歴蓄積率：就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。</p>	<p style="text-align: center;">沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事 試行要領（案）</p> <p style="text-align: right;">令和4年1月26日土技第1259号 _____ 沖縄県土木建築部 技術・建設業課</p> <p>（略）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2 本試行要領において使用する用語の定義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>○CCUS活用工事：沖縄県 土木建築部発注工事のうち、CCUSを活用するものをいう。</p> <hr/> <p>○下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業_____ _____ を除く。</p> <p>○技能者：元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。</p> <p>○CCUS登録事業者：元請又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。</p> <p>○CCUS登録技能者：元請又は下請企業の技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。</p> <p>○登録事業者率：CCUS登録事業者の数／元請、下請企業の数</p> <p>○登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数</p> <p>○就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数（各技能者のタッチ日数の合計） ／工事現場へ入場した技能者の数（各技能者の入場日数の合計）</p>	

**沖縄県建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領 新旧対照表**

新 （令和5年4月1日以降適用）	旧 （令和4年2月1日以降適用）	備 考
<p>○管理者ID登録 : CCUSを活用する工事の元請<b>企業</b>に所属する技能者が、CCUSにログインするためのIDであって、元請<b>企業</b>が登録するものをいう。</p> <p>○カードリーダー : CCUSに対応したICカードリーダーをいう。</p> <p>○現場利用料 : CCUS のシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請<b>企業</b>として現場を登録する事業者が支払う費用をいう。</p> <p>（対象工事）</p> <p>第3 沖縄県土木建築部が発注する全ての建設工事においてCCUS活用工事の試行対象とし、実施については、受注者における希望型とする。</p> <p>（実施方法）</p> <p>第4</p> <p>発注者は、CCUS活用工事の発注に当たっては、特記仕様書にCCUS活用に関する事項を記載する。</p> <p>2 受注者は、工事着手前までにCCUS活用について実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。</p> <p>3 CCUS活用する場合、本試行要領によるほか、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し、適正に実施するものとする。</p>	<p>○管理者ID登録 : CCUSを活用する工事の元請___に所属する技能者が、CCUSにログインするためのIDであって、元請___が登録するものをいう。</p> <p>○カードリーダー : CCUSに対応したICカードリーダーをいう。</p> <p>○現場利用料 : CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請___として現場を登録する事業者が支払う費用をいう。</p> <p>（対象工事）</p> <p>第3 沖縄県土木建築部が発注する全ての建設工事のうち、<u>受注者が希望する工事を対象とする。なお、令和3年度に限って、本試行要領適用日において継続中の工事にも適用できることとする。</u></p> <p>（対象期間）</p> <p>第4 <u>CCUS活用工事の現場においてCCUSを利用する期間（以下「対象期間」という。）は、現場着手日（準備工事を除く。以下同じ。）から現場完成日（後片付けを除く。以下同じ。）までのうち、休日等を除いたものとする。</u></p> <p><u>ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID登録が完了していない場合の対象期間は、受発注者で協議し決定する。</u></p> <p><u>なお、本試行要領の適用日において継続中の工事（令和3年度に限る。）については、対象期間の開始日を受発注者で協議し決定することとし、開始日から現場完成日（後片付けを除く。以下同じ。）までのうち、休日等を除いたものを対象期間とする。</u></p> <p>（実施方法）</p> <p>第5 <u>CCUS活用工事の発注方式は、契約の締結後、受注者の希望によりCCUSを活用する受注者希望型とする。</u></p> <p>2 <u>発注者は、CCUS活用工事の発注、又は実施に当たっては、特記仕様書にCCUS活用に関する事項を記載する。</u></p> <p>3 <u>受注者は、契約の締結後、工事着手前___にCCUS活用の希望の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。</u></p> <p>4 <u>受注者は、CCUSを活用する場合、工事完成日までに、登録事業者率、登録技能者率、就業履歴蓄積率を集計し、達成状況を監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>5 <u>受注者は、CCUSを活用する場合、本試行要領によるほか、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し、適正に実施するものとする。</u></p>	

**沖縄県建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領 新旧対照表**

新 （令和5年4月1日以降適用）	旧 （令和4年2月1日以降適用）	備 考																				
<p>（達成状況の確認）</p> <p>第5 受注者は、達成・未達成にかかわらず、【表1】に掲げる各指標について計測日における活用状況を算出した資料及び【別紙1】建設キャリアアップシステム活用工事結果報告書を、工事完成検査日までに発注者へ提出すること。</p> <p>2 発注者は、受注者が提出した資料に基づき、【表1】に掲げる各指標について達成状況を確認するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【表1】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指標</th> <th style="text-align: center;">最低基準</th> <th style="text-align: center;">目標基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平均登録事業者率</td> <td style="text-align: center;">70%</td> <td style="text-align: center;">90%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均登録技能者率</td> <td style="text-align: center;">60%</td> <td style="text-align: center;">80%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平均就業履歴蓄積率</td> <td style="text-align: center;">30%</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（工事成績評定）</p> <p>第6 発注者は、第5の規定による確認を行い、第5【表1】に掲げる最低基準を全て達成した場合は、工事成績評定の「5 創意工夫」【その他】として、【CCUSの活用】と記載し評価するものとする。</p> <p>なお、最低基準を達成できなかった場合においても減点を行わないものとする。</p> <p>（未達成項目の報告等）</p> <p>第7 受注者が、第5【表1】に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、【別紙1】建設キャリアアップシステム活用工事結果報告書において、工事名、未達成の要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告させるものとする。</p> <p>（CCUSに係る費用）</p> <p>第8 CCUS活用工事に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が負担するものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第9 本試行要領に定めのない事項については、別に定める。</p> <p>（特記仕様書）</p> <p>第10 特記仕様書への記載例を下記のとおりとする。</p>	指標	最低基準	目標基準	平均登録事業者率	70%	90%	平均登録技能者率	60%	80%	平均就業履歴蓄積率	30%	50%	<p>（達成状況の確認）</p> <p>第6 達成状況の確認は工事完成時点とし、受注者は、工事完成日までに、次の表に掲げる各指標に係る基準の達成状況を記載した資料を作成し発注者へ提出し、CCUS活用工事の達成状況について確認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">【表1】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指標</th> <th style="text-align: center;">__基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">__登録事業者率</td> <td style="text-align: center;">70%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">__登録技能者率</td> <td style="text-align: center;">60%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">__就業履歴蓄積率</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（工事成績評定）</p> <p>第7 発注者は、第6の規定による確認を行い、第6【表1】に掲げる__基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合は、工事成績評定の「5 創意工夫」【その他】として、【CCUSの活用】と記載し評価するものとする。</p> <p>なお、__基準を達成できなかった場合においても減点を行わないものとする。</p> <p>（未達成項目の報告等）</p> <p>第8 受注者が、第6【表1】に掲げるいずれかの指標に係る__基準を達成しなかった場合は、__工事名、未達成の項目、要因及び改善策（別紙1）を工事完成書類提出時に発注者に報告させるものとする。</p> <p>（CCUSに係る費用）</p> <p>第9 CCUS活用工事に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が負担するものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第10 本試行要領に定めのない事項については、別に定める。</p>	指標	__基準	__登録事業者率	70%	__登録技能者率	60%	__就業履歴蓄積率	30%	
指標	最低基準	目標基準																				
平均登録事業者率	70%	90%																				
平均登録技能者率	60%	80%																				
平均就業履歴蓄積率	30%	50%																				
指標	__基準																					
__登録事業者率	70%																					
__登録技能者率	60%																					
__就業履歴蓄積率	30%																					

**沖縄県建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領 新旧対照表**

新 （令和5年4月1日以降適用）	旧 （令和4年2月1日以降適用）	備 考
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第〇条 見出し：CCUS活用 項 目： ★★対象工事に記載★★ 事項 目： 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までに CCUS 活用について実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。</p> </div> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本要領は令和5年4月1日以降予算の執行伺いを決裁する工事から適用する。</li> <li>2. 旧要領（令和4年1月26日土技第1259号通知）については廃止とする。ただし、令和5年3月31日までに予算の執行伺いを決裁する工事については、旧要領による。</li> <li>3. 受注者の希望がある場合は、上記2. 該当する場合においても、受発注者の協議の上で本要領を適用することができる。</li> </ol>	<p>附 則</p> <p><u>令和4年2月1日より適用する。</u> <u>（適用時期は、本試行要領（案）適用日以降に予算執行伺いを決裁する工事を対象とする。）</u></p>	